

農林水産省 東北農政局 秋田県拠点

# 秋田ニュース

秋田県拠点では、管内農業者及び関係者等の地域活性化に向けた取組を紹介します

Stationed at Akita Prefecture Area,  
Tohoku Regional Agricultural Administration Office

## ソーラーシェアリング

### 農地にふりそそぐ 太陽光を活用して農業経営の 安定化を目指す

- ー ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)とは ー
- 作物の生育に適した日射量は、作物の種類によって異なります。太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。
- 作物の販売収入に加え、売電による収入が継続的に得られるため、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。

## 県内2事業者のソーラーシェアリングの取組事例を紹介します

### ソーラーパネルの下で

#### 原木しいたけを栽培 ◆◆ (株)岩城町農園◆◆

由利本荘市の株式会社岩城町農園(代表取締役社長 前川正敏さん)では、平成29年に耕作放棄地だった水田26aを借り上げ、そこにソーラーシェアリング施設を設置して、原木しいたけ栽培を行っています。生産したいたけは、大部分を自社で乾しいたけに加工し販売しています。

#### ○ソーラーシェアリングを始めるきっかけ

労働力軽減と生産性向上を図るため、山間部のほだ場を拡大するよりも、平場に人工ほだ場\*を建設したいと考えていた。その過程でほだ場として利用する以外の有効活用を検討し、ソーラーシェアリングを思いついた。

#### ○ソーラーシェアリングのメリット

太陽光パネルの下での栽培は、思いのほか収量も良かったことから、原木しいたけの栽培に適しているのではないかと感じている。



設備費は、売電収入により10年ぐらいで回収できる見込みであり、それ以降は純利益として期待できる。

#### ○今後の課題

新たなビジネスとして普及するためには、高価な設備費の調達や電力の買取価格低下の課題をクリアする必要がある。

#### ○今後の展開

現在、乾しいたけは県外からの引き合いに応じ切れておらず、供給が追いついていない状況にある。このため、現在6千本のほだ木を5年計画で1万8千本に増やす目標を持っている。

\* しいたけ栽培に適した森林環境を再現した生産施設

## 地元電気機器メーカーと連携して 水田ソーラーシェアリングを実施

◆◆◆ (株) ローカルフレッシュ ◆◆◆



井川町の株式会社ローカルフレッシュ(代表取締役 湊喜孝さん)では、平成29年から水田13aでソーラーシェアリングの実証試験に取り組んでいます。水田での取組は県内では初めてであり、今年7月には、えだまめのほ場90aにも太陽光パネルを設置しました。

この取組は、同社のほか井川町で太陽光パネルを製造・販売する電気機器メーカー株式会社アイセス及び農地保有者の三者で実施しています。

代表取締役の湊さんは、「おもしろいと思ったことには積極的に取組み、地域農業の発信力になりたい。今後は畑作物の割合を増やし、観光農園や6次産業化等にも取組みたい」と話されています。

また、株式会社アイセスでは「昨年の収量は周辺のほ場に比べ1割減だったが、今年は株間や肥培管理を変えたところ、倒伏は見られるものの収量は良くなった。ソーラーシェアリングで収穫した米を、首都圏の井川町人会や町内の小学校へ学校給食としてプレゼントする等により、同町で実施しているソーラーシェアリングの取組を広く周知することができれば」と話されています。



### ○ 再生可能エネルギー導入等の推進

農林水産省では、平成31年度予算概算要求において、再生可能エネルギー導入等の推進に1,853百万円を計上しています。この予算の中で、太陽光パネル下部の農地においても高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すために、継続実施の実証試験等の取組を支援することとしています。

### ○ 営農型太陽光発電設備の農地転用許可上の取扱いについて

支柱の基礎部分について、農地法に基づく一時転用の許可が必要となります。農林水産省は平成25年に農地転用許可制度に係る取り扱いの明確化を図りました。一時転用許可期間は3年間以内の期間ですが、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等には、10年以内の期間に延長することができます(営農に支障が無い場合には再許可を受けることが可能)。

**もう決めましたか？  
収入保険**

加入申請の手続きが、農業共済組合等の窓口で、  
**平成30年10月1日からはじまりました！**  
(保険期間が平成31年1月～12月の個人等の場合は、11月30日までが手続の期間です。)  
農業共済組合等の職員が、加入手続をサポートします。

こんな時にも  
収入保険は農業収入の減少を広く補償します！

自然災害や農家など不安定が	市場価格が下がった	災害で作付不能になった	ほかで営農で収穫できない
農産物が水害して売り物にならない	取引先が倒産した	盗難や運搬中の事故にあった	輸出したのが急変で失った

✓ 補償内容や加入手続等の詳しいことは、以下の相談窓口にお問い合わせください。  
秋田県農業共済組合連合会 URL: <http://www.nosai-akita.or.jp/>  
農 業 共 済 組 合 連 合 会  
☎ 018-884-5223

☑ 収入保険は、青色申告を行っている農業者が加入できる保険です。

農林水産省

## 収入保険の受付が、 平成30年10月1からはじまりました！

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた**収入減少を補てん**する保険です。

### ○お問い合わせ先

- ・秋田県農業共済組合連合会 (NOSAI 秋田) Tel 018-884-5223
- ・秋田県農業共済組合 (NOSAI 秋田組合) Tel 018-825-7311
- ・由利農業共済組合 (NOSAI 由利) Tel 0184-24-3301

<http://nosai-zenkokuren.or.jp>

※相談は東北農政局秋田県拠点でも受け付けています。

東北農政局 秋田県拠点 地方参事官室

〒010-0951 秋田市山王7-1-5 TEL: 018-862-5611 FAX: 018-862-5340

URL : <http://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/akita/index.html> Eメール(総合窓口) : [sanjikan-info-ak@tohoku.maff.go.jp](mailto:sanjikan-info-ak@tohoku.maff.go.jp)